静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十四号まで及び第十八号から第四十号までに掲げる事務	
［略］			
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［略］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十三号から第二十七号まで及び第二十九号に掲げる事務を除く。） 三　［略］	
2　［略］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所			
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務	
［同上］			
その他の出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　［同上］ 二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。） 三　［同上］	
2　［同上］			

附　則

この省令は、令和八年六月十四日から施行する。

○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日　　法務大臣　平口　洋

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［略］ ［２・３　略］	（出入国在留監査指導室及び情報システム管理室） **第二十七条**　［同上］ ［２・３　同上］